

# エアロビック技能検定会 実施要項

## (マスターズ・エアロビック検定)

### (趣旨)

1. 本実施要項は、エアロビック技能検定制度に定める技能検定会における「マスターズ・エアロビック検定」の実施内容に関わる事項について定める。

### (技能検定の範囲)

2. 技能検定会が開催できる主管団体と、検定範囲は次のとおりとする。

開催団体	技能検定の範囲
1. JAF 本部	10 級～1 級
2. 都道府県連盟	10 級～2 級
3. 技能検定事業所	10 級～3 級
4. JAF 認定校	10 級～3 級
5. 登録クラブ	10 級～3 級
6. LC	10 級～4 級

### (受検資格)

3. 対象を 45 歳以上とする。

10 級～6 級の受検資格は、特に定めない。

5 級～2 級の受検は原則として「とび級」は認めない。ただし、次の対象者については「とび級」を認める。

(1) ワールドカップ／世界選手権大会一般の部における 3 位以内入賞者は、最大 2 級までの受検を認める。

(2) ワールドカップ／世界選手権大会一般の部への出場者は、最大 3 級までの受検を認める。

(3) 全日本選手権大会の全国大会一般の部への出場者は、最大 4 級までの受検を認める。

### (技能検定会の内容)

4. 技能検定会の内容は、「ベーシックプログラム」と「フリープログラム」により構成される。

(1) ベーシックプログラムは、10 級～2 級まで適用する。

(2) フリープログラムは、5 級～1 級まで適用する。

(3) ベーシックプログラムはスタンディングムーブメントのみで行う。

(4) ベーシックプログラムでは、本連盟が指定する「検定曲」を使用する。

(但し 10～8 級に関しては検定曲以外でも良い。)

(5) フリープログラムのフロアムーブメントは、3 つのフロアムーブメントの中から技能に合ったものを選択し実施する。

(6) フリープログラムの 5 級～2 級までは、本連盟が指定する「検定曲(ベーシックプログラム用)」を使用する。

(7) フリープログラムの 1 級では、受検者が用意する音楽(1 分 45±5 秒)が使用できる。

(8) ベーシックプログラムの実施方法や反復回数に関しては別紙を参照のこと。

検定級	ベーシックプログラム		フリープログラム	
	使用曲 BPM	検定時間	使用曲 BPM	検定時間
10 級	120 検定曲以外の曲でも良い	13 分		
9 級				
8 級				
7 級			検定曲 125	

6 級				
5 級	検定曲 130	8 分	ベシックプログラム 検定曲 130	1 分 50±5
4 級				
3 級	検定曲 135		ベシックプログラム 検定曲 135	
2 級				
1 級			自由曲	1 分 45±5

**(技能検定員)**

5. 技能検定会における受検者の合否の判定は、本連盟が認定した技能検定員が努める。

(1) 主管団体は検定級の内容に応じて、次の検定員を配置しなければならない。

検定級	技能検定員数	
10 級～8 級	1 名	
7 級～6 級	2 名	1 名を主任検定員とする
5 級～4 級	2 名	1 名を主任検定員とする
3 級～2 級	3 名	1 名を主任検定員とする
1 級	3 名	1 名を主任検定員とする

(2) 7 級以降については 1 名を主任検定員とし、合否判定の全権を担う。

(3) 1 級については、本連盟が任命する中央検定員が努める。

**(採点基準と採点方法)**

6. 技能検定会における採点基準は次のとおりとする。

(1) 採点基準及び採点方法は次のとおりとする。

採点	基準	採点方法
5 点	大変良い	0.5 単位点で 採点する。
4 点	良い	
3 点	ふつう	
2 点	やや劣る	
1 点	劣る	

(2) 合否の判定は次のとおりとする。

10 級～8 級	評定値 3.0 以上
7 級～6 級	評定平均値 3.0 以上
5 級～4 級	評定平均値 3.0 以上
3 級～2 級	評定平均値 3.5 以上
1 級	評定平均値 3.5 以上

※5～2 級のベシック、フリープログラムのいずれも評定平均値以上であること。

※5～2 級については、どちらかのプログラムが不合格の場合は合格保留となり、不合格のプログラムについて再受検が必要。

(3) その他

① フリープログラムにおいて、アクロバティックな動作や他の運動種目に代表される動きは評価の対象としない。

② 1 級のフリープログラムの実施時間が 1 分 50 秒を超えた場合は、それ以降の演技は評価の対象としない。

③ ベシック、フリープログラムのいずれにおいても、受検者個人の理由によるやり直しは原則として認めない。

### (実施の人数)

7. 技能検定会において、同時に行う最大の実施人数は原則として次のとおりとする。

級	ベーシックプログラム	フリープログラム
10級～8級	10名	
7級～6級	6名	
5級～4級	4名	3名
3級～2級	4名	2名
1級		1名

### (検定料及び認定登録料)

8. 受検希望者は、次の受検料を主管団体に支払うことにより受検することができる。

また、検定級に合格した場合、認定登録料を支払うことにより検定級が認定される。

	検定料	認定登録料	交付物
	一般(45才以上)		
10級～8級	2,000円	1,500円	認定証 及び バッヂ
7級～6級	3,000円	2,000円	
5級～4級	4,000円	3,000円	
3級～2級	6,000円	4,000円	
1級	10,000円	6,000円	

### (技能検定会の実施と手順)

9. 技能検定会の実施と手順はおおむね次のとおりとする。

実施の手順		実施の内容
1	開催申請	・ 主管団体は、本連盟に1ヶ月前までに技能検定会の開催申請の手続きを行う。
2	受検の募集告知	・ 主管団体は、受検者の募集告知を行う。
	受検申し込みと受付	・ 受検希望者は、所定の申し込み書と別表に定める受検料を添えて主管団体に申し込みを行う。
3	技能検定会の実施	
4	合否判定と通知	・ 主管団体は、技能検定会終了後すみやかに合否判定を行い、15日以内に受検結果通知書を発行する。 ・ 同時に、合格者に対して当日もしくは後日、認定登録申請書を送付する。
5	実施報告と認定登録手続き	・ 主管団体は、45日以内に判定結果報告と実施報告書を本連盟に提出する。 ・ 同時に合格者の認定登録申込書と別表に定める認定登録料をとりまとめて、本連盟に認定登録の申請を行う。
6	認定証とバッヂの発行	・ 本連盟は、認定登録申請の受理後1ヶ月以内に認定証を発行しバッヂを添えて主催者に送付する。
7	認定証とバッヂの送付	・ 主管団体が各受検者にバッヂを送付する。

**（受検料及び認定登録料の取り扱い）**

10. 受検料及び認定登録料の取り扱いは次の通りとする。
  - (1) 受検料は、主管団体が全額収納する。但し、リーダーズサークル(LC)が主催する場合は、受検料の5%を当該の都道府県連盟に支払う。
  - (2) 認定登録料は、主管団体が収受して本連盟に全額納入する。

**（検定員の報酬）**

11. 技能検定員の報酬基準は別に定める基準以下の金額とする。
  - (1) ただし、主管団体と技能検定員が話し合いにより決定することができる。
  - (2) ジュニア・エアロビック検定とエアロビック検定が同時に行われる場合は、それぞれ別途の検定員報酬を支払うものとする。
  - (3) 1回の検定会で受検者が50名を越えた場合は、2回分の報酬を支払う。

**（附則）**

1. 本実施規則は平成21年4月1日より施行する。